

令和5年度 第2回山口市入札監視委員会 定例会議議事概要書

開催日	令和5年10月24日（火）	
開催場所	山口市役所本庁舎3階第7会議室	
出席委員	委員長 前田哲男 委員長代理 松村和明 委員 中野勉、中川孝	
審議対象期間	令和5年4月1日～令和5年7月31日	
抽出案件		案件名
一般競争入札	0	
条件付一般競争入札	94	旧徳地総合支所等解体工事
指名競争入札	1	免地東本郷線道路改良工事
随意契約	19	山口市仁保斎場火葬炉制御盤シーケンサ更新工事
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>委員会の概要については以下のとおり。</p> <p><b>1 入札・契約の運用状況等の報告について</b>          〈事務局〉          令和5年4月から令和5年7月の工事発注件数について、総括表を資料1で、またその一覧を資料2でお示ししています。          また、このたびの審議案件抽出期間における指名停止の案件は資料3でお示ししています。</p> <p>〈委員長〉          何か質問はございますか。</p> <p>〈委員〉          なし</p> <p><b>2 抽出事案の審議について</b></p> <p><b>【条件付一般競争入札：旧徳地総合支所等解体工事】</b></p> <p>〈委員〉 予定価格と契約金額にかなり差がありますが、予定価格の設定は妥当だったのですか。</p> <p>〈事務局〉 解体工事の積算方法として、入札参加資格を有している業者から見積を徴取して積算する部分と、仮設材や産業廃棄物の収集運搬処分費用等、山口県の</p>	

標準単価を採用して積算する部分があります。解体工事において、予定価格と契約金額の差が大きくなる一つの要因として、積算において県の標準単価を採用しているもののうち、仮設材や処分場を自社で所有している業者は低い金額で応札されています。標準単価については、自社で所有していることを前提としていないため、その部分で入札金額の差が出ています。

〈委員〉設計の際に見積りを提出される業者と応札される業者は同じですか。同じならダンピングが疑われるのではないのでしょうか。

〈事務局〉同じです。見積りは3者に依頼し、一番低い単価を採用して積算しています。処分場等を自社で所有している業者は、見積金額も低い傾向にありますが、予定価格と入札額で差がある部分は、見積により積算した部分ではなく、県の標準単価を採用した部分となります。

〈委員〉入札価格比較表を見ると、業者が積算した現場管理費と一般管理費を合計した管理費の額がかなり安く、見積率が20%となっています。これは、処分場を所有しているからということですか。

〈事務局〉処分場の費用が低いと直接工事費が下がり、現場管理費と一般管理費の部分は直接工事費に率を乗じて算出するので、管理費も下がることから、大きな要因となっています。

〈委員〉直接経費についても6割です。このあたりは予定価格算定に関して、検討する余地があるのではないですか。県の標準単価で積算すると差が出ることについて県に要望することや市独自の単価を作ることはできないですか。

〈事務局〉他市も独自の単価はなく同じ状況です。解体工事の落札状況を山口県に聞いてみましたが、山口市の状況と同様に自社で所有している業者は下げ幅が大きく、特に山口市を含め処分場を有している業者が多い山陽側の下関・宇部地域については低入札となり、処分場を有している業者が少ない山陰側はそれほど低い落札率ではないということでした。

〈委員〉解体工事に関しては一般的にこういう傾向にあるということですか。

〈事務局〉そうです。

〈委員〉参加資格要件について、平均完成工事高が3,000万円以上であることを条件としていますが、それ以下だと大きな解体工事は難しいということですか。

〈事務局〉施工能力に支障がない範囲で、入札参加者が最低限確保できるように完成工事高、総合評定値（P）の要件を設定しています。

〈委員〉参加可能業者が8者というのは少なくないのでしょうか。

〈事務局〉解体工事の登録業者数があまり多くない中で、最低限参加可能業者が確保できる要件を定めました。解体工事に限らず、条件付一般競争入札においては10者程度ということを競争性の一つのラインとしており、10者には到達していませんが、競争性が担保できる業者数ということで発注しています。

〈委員長〉

他に何か質問はございますか。

他になければ、この工事に係る競争入札参加資格は適正に設定されているということによろしいでしょうか。

〈委員〉

異議なし

### 【指名競争入札：免地東本郷線道路改良工事】

〈委員〉優良業者優先指名による発注は、年間何件くらいありますか。

〈事務局〉近年では年間4～5件程度、主に土木系工事で発注しています。

〈委員〉こうした制度が有効かどうかという意見もあると思われます。

〈委員〉いつからこの制度をやっているのですか。

〈事務局〉平成23年度に完成した工事について、平成24年度から優良業者表彰を行っております。

〈委員〉10年以上は経っているということですね。この制度が有効かどうかという検証はされているのですか。

〈事務局〉インセンティブになり得ているのかというのは難しいところですが、この対象とならない業者にとっては、受注機会が減ることにもなります。工事発注課と相談し、年間の発注件数も考慮し、また、等級も入り混じっていますので、特殊な工法等でなく標準的な工事においてこの制度を活用しています。制度の評価については改めて行いたいと考えております。

〈委員〉標準的な工事、特に土木系工事の場合は、同額で応札され、くじになるので、公平性はあるのかもしれませんが、競争性が弱いですよね。業者の創意工夫が出てこないのですが、競争性があるような発注の仕方は検討できないのですか。

〈事務局〉土木系工事においては、同額でくじになるという状況にあります。業者の積算能力が向上された結果だとは思われますが、競争性という面では御意見があるところです。技術力の提案をいただくような発注方法が適しているものについて、

例えば本庁舎整備については、総合評価方式を採用しているところです。土木系工事については、発注件数も多く、総合評価方式を採用すると、入札までの期間もかかり受注者側、発注者側双方にかなり労力が必要になるので、現実的には件数を伸ばしていくことが難しい状況です。

〈委員〉建設業者を育成していくことも市の大事な施策ですよね。全く競争性がない方が育成できるのか、競争性がある方が育成できるのか、議論があるところですね。

〈委員〉指名業者には1等級から3等級までありますが、標準的な工事だから、3等級でも施工できるということですか。

〈事務局〉標準的な工事なので、3等級業者でも施工が可能であるということで発注しています。

〈委員〉優良業者をお願いするなら、難しい工事をやってもらうほうが良いのではないのでしょうか。

〈事務局〉御指摘のような面もありますが、施工能力も考慮し、現状は標準的な工事を選定しているという面もあります。

〈委員〉指名競争入札は少なくなっているの、毎回、優良業者優先指名競争入札のことが議題になっていますね。

〈事務局〉はい。昨年度もこの制度以外の指名競争入札はなく、基本的には条件付一般競争入札で行っています。

〈委員〉制度について改善を求めることは委員会の役割からは外れていますか。

〈事務局〉御意見をいただくことは可能と考えます。指名競争入札の項目については、毎回、優良業者優先指名の案件について議論いただいている状況にあります。次回、優先指名のここ数年の発注状況等を御提示しまして、御意見をいただく形にさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

〈委員長〉よろしく申し上げます。

〈委員〉これ以外の業者が優良業者になるにはどうしたらよいのですか。

〈事務局〉市が発注する1,000万円以上の工事を2件以上受注して、工事の成績評定点の平均点が7.4点以上となることが原則となります。

〈委員〉表彰制度としては意義があるのですか。

〈事務局〉表彰するのは毎年10者で、一つのインセンティブとしては、この優先指名の案件が年間数件あることです。もう一つは表彰されると次回の格付の際に加點評価となります。何らかの形ではこの制度は必要であると考えております。

〈委員〉建築系の業者は、民間の仕事も多くあるので公共で表彰されたということであれば、やり易くなるということもあるのかもしれませんが。

〈委員長〉

他に何か質問はございますか。

他になければ、この工事の業者選定は適正に行われているということによろしいでしょうか。

〈委員〉

なし

**【随意契約：山口市仁保斎場火葬炉制御盤シーケンサ更新工事】**

〈委員〉更新はどれくらいの期間で行うのですか。

〈事務局〉コンピュータ部分は10年に1度更新します。

〈委員〉この業者しか扱えないとなると、言い値になるのではないですか。

〈事務局〉実際に特許を取得しているメーカーでしか取り扱えないので、競争ということは難しい状況です。

〈委員〉当初、火葬炉を入れるときに更新を含めて見積りを取れば、比較できたと思うが、そういった比較はしていないのですか。

〈事務局〉建て替え、火葬炉の入れ替えの時期には、そのような検討をして選定しないとはいけませんが、今はその時点ではありません。

〈委員〉特許等の補足説明書は業者が作成したのですか。

〈事務局〉そうです。

〈委員〉いつ作成されたのですか。

〈事務局〉入札監視委員会の資料として作成しました。

〈委員〉市が作った書類ではないということですね。本来であれば、随意契約をする前にこのような資料を作成してチェックすべきではないですか。

〈事務局〉御指摘のとおりです。火葬炉の整備はこの業者でしか行えないということで、こういった整理をしていませんでした。今後は、よく精査して対応していきます。

たいと考えます。

〈委員〉当初1円で入札して、その後の維持管理で儲けるという例もあるようですが、そういったものではないのですか。

〈事務局〉今後、建て替えの際には、イニシャルコストだけでなく、ランニングコストも含めてトータルで検討してまいりたいと考えております。

〈委員〉皆さんが疑問を持たれているところは、価格の決定の部分で、価格の決定には、きちんと市のチェックが入っているのかということです。総額で決定しているのですか。

〈事務局〉見積りの段階で、積算の内容は提出してもらっており、それぞれ部品の積み重ね等で積算されているので、建設物価等で比較できるものもあろうかと思えますので、精査してまいりたいと思います。

〈委員〉見積りが出てきた段階で、そのまま鵜呑みにしているのか、価格交渉できるものなのか、その点はいかがですか。

〈事務局〉適正かどうかは業者とディスカッションするのですが、特許や特殊な部品もあるので、最終的にはやむを得ないところです。

〈委員〉今後、どのくらいこの施設を使うのですか。

〈事務局〉平成2年に竣工していますので、30年以上使用しており、施設の老朽化が著しい状況です。今後、斎場の建て替えも視野に入れていかないといけないため、建て替えの際には、施設全体として適正なものとなるように設計していきたいと考えております。

〈委員〉特許がある場合は、どうしても随意契約になるのだと思います。今回の資料では、特許を列記されており、インターネット等を使用すればこれを調べることは可能だと考えますが、特許により随意契約とする場合は、書類上、特許を列記させるような様式にするというようなことはあり得るのですか。

〈事務局〉特許ということなので、いわゆる2号随契、この業者でしかできないという随意契約です。随意契約をする際には、部内で今回の案件であれば、地域生活部で契約審査会を開いて決定しております。その際には、特許があるからその業者でしかできないといった随意契約の理由を明らかにして適切であるか判断し、決定するという手続きを踏むこととなります。

このように特許を列記した形で審査を行っているかどうかまでは把握しておりませんので、機を見て契約審査会で情報を明らかにして意思決定ができるような形を整えてまいりたいと考えております。

	<p>〈委員長〉  他にないようであれば、この工事については適正な随意契約理由により行われているということによろしいでしょうか。</p> <p>〈委員〉  異議なし</p>
<p>委員会による  意見具申</p>	<p>なし</p>